

令和5年11月30日

お客様各位

津山信用金庫

信金ギャランティ株式会社保証付カードローンの契約規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、津山信用金庫では、信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「きゃっする」の契約規定の一部を下記の通り改定させていただきます。

本規定改定後は、お客様との新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2023年12月4日（月）

2. 改定内容

(1) 新規貸越期限

変更前	変更後
満66歳の誕生日の属する月末まで	満70歳の誕生日の属する月末まで

(2) 新規貸越の停止

変更前	変更後
第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 (略)	第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 (略) ④借主が死亡したとき。(追加)

(3) 期限前の全額返済義務

変更前	変更後
第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等が無くてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (略) ⑥借主に相続の開始があったとき。	第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等が無くてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (略) (削除)

以上